

都市計画法第65条の許可申請について

都市計画事業の認可をうけた道路・公園・緑地等、都市計画施設及び土地区画整理事業等市街地開発事業について、事業の施行の障害となるおそれのある建築等の制限を行うものです。

建物の建築計画（土地の形質の変更、工作物の建設等も対象）が、上述の都市計画施設等の区域内にある場合で、特別の理由がある場合に許可される場合があります。その場合には、都市計画法第65条に基づく許可が必要です。なお、第2項の施行者の意見聴取は市が行います。

【建築等の制限】（都市計画法第65条）

第62条第1項の規定による告示又は新たな事業地の編入に係る第63条第2項において準用する第62条第1項の規定による告示があつた後においては、当該事業地内において、都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築その他工作物の建設を行ない、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事等は、前項の許可の申請があつた場合において、その許可を与えようとするときは、あらかじめ、施行者の意見を聴かなければならない。

3 第42条第2項の規定は、第1項の規定による許可について準用する。

※都道府県知事等 … 市の区域にあっては当該市の長となるため、調布市長が許可します。

【必要書類】計3部（正1部・副2部）

1. 許可申請書
2. 建築確認申請書 第二面～第六面
3. 委任状
4. 図面（建築確認申請時に提出する書類と同じ図面）※構造計算書は不要
 - ・案内図（計画線が申請地に全域含まれる場合は、計画線を明記してください。計画線が申請地にまたがる場合は必要なし。）
 - ・配置図（計画線が申請地にまたがる場合は位置を明記してください。全域区域の場合は必要なし）
 - ・各階平面図
 - ・立面図、断面図
 - ・矩計図
 - ・面積計算図・表
 - ・日影図(時刻、等時間)、天空率図、仕上表など（必要に応じて提出いただくことがあります。）
5. 都市計画施設の計画施設の位置を証するもの
6. 事業者との打ち合わせ議事録等

【問い合わせ先】

- ① 都市計画法第65条の許可申請について
建築指導課審査係 Tel 042-481-7515
- ② 都市計画証明について（東京外かく環状道路を除く）
まちづくり推進課 都市計画・地区まちづくり係 Tel 042-481-7453
- ③ 東京外かく環状道路について
東京外かく環状国道事務所 フリーダイヤル 0120-34-1491
- ④ 都市高速鉄道10号線について
東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課 Tel 03-5388-3282